

介護予防支援事業者の申請手続きについて

令和6年度の介護保険制度改正により、令和6年4月1日より居宅介護支援事業者も市の指定を受けて、介護予防支援事業を実施できることとなりました。

指定を受けない場合はこれまでと同様に地域包括支援センターからの委託により介護予防支援を実施する事ができます。

指定を希望される場合は、下記の内容を確認のうえ申請してください。

指定を受けるための要件

1. 居宅介護支援事業所の指定を受けていること
2. 管理者が常勤の主任介護支援専門員であること
3. 1人以上、必要な数の介護支援専門員を配置していること
4. 法人の登記事項証明書の目的欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」など、介護予防支援業務を実施する旨が解る記載がされていること

指定手続き等について

- ・指定申請を希望される場合は、申請書類を提出する前に介護保険係までご相談ください。
- ・指定は原則、1日付けを予定しております。
- ・指定申請書類の提出は、指定を希望される日の前々月の15日までに提出してください。

指定申請に係る提出書類等について

- ・下記の標準様式及び任意様式、添付書類の提出をお願いします。
- ・任意様式は事業所で作成してください。

指定申請書類一覧

＜標準様式＞

- ・指定申請書
- ・付表
- ・従業者の勤務形態及び勤務形態一覧表
- ・平面図
- ・利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ・誓約書
- ・当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧表
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

《任意様式》

- ・登記事項証明書又は条例等
- ・運営規程
- ・関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容

《添付書類》

- ・管理者の主任介護支援専門員(更新)研修修了証の写し
- ・介護支援専門員証の写し（介護支援専門員一覧表に記載した全員分）
- ・居宅介護支援事業所の指定(許可)通知書の写し ※市外事業所のみ